

保護者 様

新発田市立猿橋小学校

学校集金の振替口座変更手続きについて

- 1 取扱金融機関は下記の金融機関（支店）の普通預金口座をご利用ください。
新発田市内の支店に口座がない場合は、いずれかの金融機関に口座を設定くださるようお願いします。（ゆうちょ銀行除く）

・第四銀行	新発田市内	各支店
・北越銀行	新発田市内	各支店
・大光銀行	新発田市内	各支店
・新発田信用金庫	新発田市内	各支店
・北越後農業協同組合	新発田市内	各支店
・新潟県信用組合	新発田支店	
・新潟県労働金庫	新発田支店	
・ゆうちょ銀行	日本国内	全ての支店

2 手続き

- (1) 別紙の「預金口座振替申込書」「預金口座振替依頼書」（以下「貯金口座振替申込書」という）を児童1人につき、1部ずつ作成してください。
- (2) 記入例に従って必要事項を記入・押印してください。
(利用する貯金通帳の届出印と同じ印鑑をご使用ください。)
- (3) 「貯金口座振替申込書」「貯金通帳」を持参して、金融機関へ出向き、金融機関の確認印を押してもらってください。（ゆうちょ銀行の場合は、確認印不要ですので、そのままご提出ください。）

3 学校への提出期限

毎月20日までに届いた分については、翌月の振替から変更可能です。

封筒などに入れて、学級担任にご提出ください。

提出先は、猿橋小学校 事務担当者 宛てにお願いします。